○国土交通省告示第　　号

自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年　　月　　日

国土交通大臣　井林　辰憲

自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領の一部を改正する告示

自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成十六年国土交通省告示第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
自動車の燃費性能・電費性能の評価及び公表に関する実施要領	自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領
（目的） 第一条　本実施要領は、自動車の燃費性能・電費性能に関する評価（以下単に「評価」という。）を実施し、 その結果を公表することにより、自動車の燃費性能・電費性能に対する一般消費者の関心と理解を深め、もって一般消費者の選択を通じ燃費性能・電費性能の高い自動車の普及を促進することを目的とする。	（目的） 第一条　本実施要領は、自動車の燃費性能に関する評価（以下単に「評価」という。）を実施し、 その結果を公表することにより、自動車の燃費性能に対する一般消費者の関心と理解を深め、もって一般消費者の選択を通じ燃費性能の高い自動車の普及を促進することを目的とする。
（平成二十七年度燃費基準達成・向上達成レベルの評価） 第四条　国土交通大臣は、第二条の自動車のＪＣ〇八モード燃費値（第二条第一号に掲げる自動車については乗用車判断基準告示及び貨物車判断基準告示に規定するＪＣ〇八モード燃費値をいい、特定輸入自動車については輸入自動車燃費算定告示第三条の算定を受けたエネルギー消費効率相当値をいい、特定改造自動車については改造自動車燃費算定告示第二条及び別表二の算定を受けたエネルギー消費効率相当値をいう。以下同じ。）、ＷＬＴＣモード燃費値（第二条第一号に掲げる自動車については乗用車判断基準告示及び貨物車判断基準告示に規定するＷＬＴＣモード燃費値をいい、特定輸入自動車については輸入自動車燃費算定告示第三条の算定を受けたエネルギー消費効率相当値をいい、特定改造自動車については改造自動車燃費算定告示第二条及び別表二の算定を受けたエネルギー消費効率相当値をいう。以下同じ。）（ＪＣ〇八モード燃費値を算定していない自動車のものに限る。以下この条から第四条の三までにおいて同じ。）及び重量車モード燃費値（第二条第一号に掲げる自動車については乗用車判断基準告示及び貨物車判断基準告示に規定する重量車モード燃費値をいい、特定輸入自動車については輸入自動車燃費算定告示第三条の算定を受けたエ	（平成二十七年度燃費基準達成・向上達成レベルの評価） 第四条　国土交通大臣は、第二条の自動車のＪＣ〇八モード燃費値（第二条第一号に掲げる自動車については乗用車判断基準告示及び貨物車判断基準告示に規定するＪＣ〇八モード燃費値をいい、特定輸入自動車については輸入自動車燃費算定告示第三条の算定を受けたエネルギー消費効率相当値をいい、特定改造自動車については改造自動車燃費算定告示第二条及び別表二の算定を受けたエネルギー消費効率相当値をいう。以下同じ。）、ＷＬＴＣモード燃費値（第二条第一号に掲げる自動車については乗用車判断基準告示及び貨物車判断基準告示に規定するＷＬＴＣモード燃費値をいい、特定輸入自動車については輸入自動車燃費算定告示第三条の算定を受けたエネルギー消費効率相当値をいい、特定改造自動車については改造自動車燃費算定告示第二条及び別表二の算定を受けたエネルギー消費効率相当値をいう。以下同じ。）（ＪＣ〇八モード燃費値を算定していない自動車のものに限る。以下この条から第四条の三までにおいて同じ。）及び重量車モード燃費値（第二条第一号に掲げる自動車については乗用車判断基準告示及び貨物車判断基準告示に規定する重量車モード燃費値をいい、特定輸入自動車については輸入自動車燃費算定告示第三条の算定を受けたエ

ネルギー消費効率相当値をいう。以下同じ。）について、別表二の上欄に掲げる自動車の同表の下欄に掲げる区分に応じ、平成二十七年度基準エネルギー消費効率（乗用車判断基準告示１―１⑶から⑹まで及び貨物車判断基準告示１―１⑵から⑷までの各表の右欄に掲げる数値をいい、第五条第二項第二号に掲げる自動車及び同項第八号に掲げる自動車（貨物車判断基準告示１―１⑵の各表における燃料の種類の区分が軽油のみのものを除く。）については、当該数値に一・一を乗じた値をいう。以下同じ。）に対する達成レベル（ＪＣ〇八モード燃費値、ＷＬＴＣモード燃費値又は重量車モード燃費値を平成二十七年度基準エネルギー消費効率で除したものに百を乗じて、小数点以下一位を切り捨てて得た値。以下「平成二十七年度燃費基準達成・向上達成レベル」という。）を算定することにより評価を行うものとする。

（令和四年度燃費基準達成・向上達成レベルの評価）

第四条の三　国土交通大臣は、第二条の自動車のＪＣ〇八モード燃費値及びＷＬＴＣモード燃費値について、貨物車判断基準告示１―１⑸の表の左欄に掲げる区分に応じ、令和四年度基準エネルギー消費効率（貨物車判断基準告示１―１⑸の表の右欄に掲げる数値をいい、第五条第二項第八号に掲げる自動車（貨物車判断基準告示１―１⑸の表における燃料の種類の区分が軽油のみのものを除く。）については、当該数値に一・一を乗じた値をいう。以下同じ。）に対する達成レベル（ＪＣ〇八モード燃費値又はＷＬＴＣモード燃費値を令和四年度基準エネルギー消費効率で除したものに百を乗じて、小数点以下一位を切り捨てて得た値。以下「令和四年度燃費基準達成・向上達成レベル」という。）を算定することにより評価を行うものとする。

（令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベルの評価）

第四条の五　国土交通大臣は、第二条の自動車のＷＬＴＣモード燃費値、ＷＬＴＣモード交流電力量消費率（乗用車判断基準告示に規定するＷＬＴＣモード交流電力量消費率をいう。以下同じ。）（第五条第

ネルギー消費効率相当値をいう。以下同じ。）について、別表二の上欄に掲げる自動車の同表の下欄に掲げる区分に応じ、平成二十七年度基準エネルギー消費効率（乗用車判断基準告示１―１⑶から⑹まで及び貨物車判断基準告示１―１⑵から⑷までの各表の右欄に掲げる数値をいい、第五条第二項第二号に掲げる自動車及び同項第六号に掲げる自動車（貨物車判断基準告示１―１⑵の各表における燃料の種類の区分が軽油のみのものを除く。）については、当該数値に一・一を乗じた値をいう。以下同じ。）に対する達成レベル（ＪＣ〇八モード燃費値、ＷＬＴＣモード燃費値又は重量車モード燃費値を平成二十七年度基準エネルギー消費効率で除したものに百を乗じて、小数点以下一位を切り捨てて得た値。以下「平成二十七年度燃費基準達成・向上達成レベル」という。）を算定することにより評価を行うものとする。

（令和四年度燃費基準達成・向上達成レベルの評価）

第四条の三　国土交通大臣は、第二条の自動車のＪＣ〇八モード燃費値及びＷＬＴＣモード燃費値について、貨物車判断基準告示１―１⑸の表の左欄に掲げる区分に応じ、令和四年度基準エネルギー消費効率（貨物車判断基準告示１―１⑸の表の右欄に掲げる数値をいい、第五条第二項第六号に掲げる自動車（貨物車判断基準告示１―１⑸の表における燃料の種類の区分が軽油のみのものを除く。）については、当該数値に一・一を乗じた値をいう。以下同じ。）に対する達成レベル（ＪＣ〇八モード燃費値又はＷＬＴＣモード燃費値を令和四年度基準エネルギー消費効率で除したものに百を乗じて、小数点以下一位を切り捨てて得た値。以下「令和四年度燃費基準達成・向上達成レベル」という。）を算定することにより評価を行うものとする。

（令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベルの評価）

第四条の五　国土交通大臣は、第二条の自動車のＷＬＴＣモード燃費値について、令和十二年度基準エネルギー消費効率（乗用車判断基準告示１－１⑽の式により算定した数値をいい、第五条第二項第二号に掲

二項第五号の自動車に限る。）及び換算後のプラグインハイブリッド乗用自動車のエネルギー消費効率（乗用車判断基準告示に規定する換算後のプラグインハイブリッド乗用自動車のエネルギー消費効率をいう。以下同じ。）について、令和十二年度基準エネルギー消費効率（乗用車判断基準告示１－１⑽の式により算定した数値をいい、第五条第二項第二号に掲げる自動車及び同項第四号に掲げる自動車（軽油を燃料とするものに限る。）については、当該数値に一・一を乗じた値をいい、同項第三号に掲げる自動車については、当該数値に〇・七四を乗じた値をいい、同項第五号に掲げる自動車については、当該数値の逆数に六千七百五十を乗じた値をいう。以下同じ。）に対する達成レベル（ＷＬＴＣモード燃費値及び換算後のプラグインハイブリッド乗用自動車のエネルギー消費効率にあっては、当該数値を令和十二年度基準エネルギー消費効率で除したものに百を乗じて、小数点以下一位を切り捨てて得た値。ＷＬＴＣモード交流電力量消費率にあっては、令和十二年度基準エネルギー消費効率を当該数値で除したものに百を乗じて、小数点以下一位を切り捨てて得た値。以下「令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベル」という。）を算定し、次の表の上欄に掲げる令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベルに応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる多段階評価を行うものとする。

（表　略）

（公表）

第五条　国土交通大臣は、評価が行われている自動車（特定改造自動車及び特定輸入自動車を除く。）について、次項で定める自動車の種別ごとに、次の各号に掲げる項目を、インターネット等により公表するものとする。

一・二　（略）

三　原動機の型式及び総排気量又は定格出力

四　変速装置の形式及び変速段数

五　エネルギー消費効率（十・十五モード燃費値、ＪＣ〇八モード燃

げる自動車及び同項第四号に掲げる自動車（軽油を燃料とするものに限る。）については、当該数値に一・一を乗じた値をいい、同項第三号に掲げる自動車については、当該数値に〇・七四を乗じた値をいう。以下同じ。）に対する達成レベル（ＷＬＴＣモード燃費値を令和十二年度基準エネルギー消費効率で除したものに百を乗じて、小数点以下一位を切り捨てて得た値。以下「令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベル」という。）を算定し、次の表の上欄に掲げる令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベルに応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる多段階評価を行うものとする。

（表　略）

（公表）

第五条　国土交通大臣は、評価が行われている自動車（特定改造自動車及び特定輸入自動車を除く。）について、次項で定める自動車の種別ごとに、次の各号に掲げる項目を、インターネット等により公表するものとする。

一・二　（略）

三　原動機の型式及び総排気量

四　変速装置の形式及び変速段数

五　エネルギー消費効率（十・十五モード燃費値、ＪＣ〇八モード燃

費値、ＷＬＴＣモード燃費値、ＷＬＴＣモード交流電力量消費率、ＷＬＴＣモードハイブリッド燃料消費率（乗用車判断基準告示及び貨物車判断基準告示に規定するＷＬＴＣモードハイブリッド燃料消費率をいう。）、換算後のプラグインハイブリッド乗用自動車のエネルギー消費効率、重量車モード燃費値及びＪＨ二十五モード燃費値をいう。以下同じ。）	費値、ＷＬＴＣモード燃費値、重量車モード燃費値及びＪＨ二十五モード燃費値をいう。以下同じ。）
六～十二　（略）	六～十二　（略）
十三　筒内直接噴射その他の主要燃費・電費向上対策	十三　筒内直接噴射その他の主要燃費向上対策
十四・十五　（略）	十四・十五　（略）
十六　プラグインレンジ（乗用車判断基準告示に規定するプラグインレンジいう。）（第五条第二項第六号の自動車に限る。）	
2　前項の自動車の種別は、次のとおりとする。	2　前項の自動車の種別は、次のとおりとする。
一～四　（略）	一～四　（略）
五　電気乗用自動車 電気を動力源とする自動車（化石燃料又は非化石燃料を使用するものを除く。）であって乗車定員九人以下若しくは乗車定員十人以上かつ車両総重量三・五トン以下の乗用自動車	（新設）
六　プラグインハイブリッド乗用自動車 電気を動力源とする自動車（燃料を使用するものに限る。）であって乗車定員九人以下若しくは乗車定員十人以上かつ車両総重量三・五トン以下の乗用自動車	（新設）
七～十　（略）	五～八　（略）
3　（略）	3　（略）

附　則

この告示は、令和九年四月一日から施行する。